

2020年 民事訴訟法

第 問

I

処分権主義についてももう少し説明の上、どんな時であれば原告の申立てと異なる判決をすることができるかを説明できるとよかったです。

1. この事例において、原告の申立てにより請求を認容する判決を下すことは、被告の留置権の抗弁を無視することになるので許さない。しかし、前記物の存在は認められるので、全額没収することも許さない。このような場合は「被告は、当該留置権により担保される債権の弁済を原告から受けること引換に家屋を明渡せ。」という判決を行うべきであるとされる。この引換給付判決は、反訴給付の提供と引換での給付を命じることから、申立ての一部を賛的に認容する判決であるから民事訴訟法(以下省略)246条に反しない。

結論はOKです。

2. この事例において、原告の意思は弁済により1000万円の債務は存在しないことを確定してほしいとの解釈がなされる。裁判所が当該債務の一部である100万円の債務が存在するとは認めない。原告の「自らの債務存在の範囲は1000万円以内だ」という期待値内であり、申立ての範囲内である。よって、1000万円の100万円を超える債務の不存在を確認。その余の請求を棄却しても246条に反しない。

この理由に加え、処分権主義のもう1つの趣旨である被告の防御権についても触れられると良かったです。

II

1. 本件では、Aが甲土地を誰が購入したかで争いがある。その事実について当事者が申し立て証拠による証拠調べの結果裁判所は事実認定から弁論主義に反しない。

弁論主義とはどのような原則で、どのような範囲に適用されるかについて説明しましょう。

2. 「XはAが甲土地を購入した」という事実認定が当事者が主張した事実と一致。その後「Xが甲土地を売却した」という事実認定が当事者が主張した事実と一致しない。よって弁論主義に反する。

これも、1と同様であれば、誰かが出した証拠から心証を得たものになり、弁論主義に反しないことになりそうです。

1と2の違いを意識しながら、主張を整理してみましょう。

III

1. X 理由も指摘しましょう。

2. Y

3 自賠法3条は、民法709条の原則を修正して、注意義務違反の証明

責任を請求者が相手方へと転換している。この問題は、「途中で」証明責任が転換
することがあるかという問いなので、こ
の条文はあたらないことになります。

IV

結論までの
流れはOK
です。
先に既判力
の説明とそ
の範囲につ
いて簡単に
触れておけ
ると良さ
そうです。

1. Yが後訴に於いて主張する「本件契約は、通謀虚偽表示により無効である」の
事実は、前訴の事実審理の終結時前の主張であり、前訴で確定し
た後訴に既判力が及ぼされ、前訴基準時にある訴訟物存続の
判断を要するにすぎない。よって後訴本審判決で請求棄却判決がなされる。

2. Yの新しい主張は後で審理すべきであり、それに対して前訴の既判力が
働くことはない。よって、Yは後訴でその主張を認めることができ、それが立証されたら
請求認容判決がなされる。

以上

第

問